

令和 年 月 日

様

財 産 活 用 課

公拡法第4条の届出及び第5条の申出に係る手続きについて

「公有地の拡大の推進に関する法律」第4条の届出及び第5条の申出を行う場合には、下記の書類を正本と副本の各1部ずつご用意くださるようお願いいたします。

記

- 1 土地有償譲渡届出書（様式第1）又は土地買取希望申出書（様式第2）
- 2 位置図（土地の位置を明らかにした図面）
- 3 公図の写（土地の形状を明らかにした図面）
- 4 登記簿全部事項証明書（写しでも可）
 - * 登記簿の所有者住所と申請者の住所が異なる場合は住民票を添付。
 - * 登記簿の地積と申請の地積が異なる場合は地積測量図等を添付。
- 5 都市計画決定事項証明
- 6 代理人が申請する場合、委任状を添付。

その他、追加で書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。なお、不明な点については水戸市役所財産活用課（TEL029-224-1111 内線1431）までご連絡ください。

●公拡法第4条の届出について

都市計画区域内の次のような土地を有償で譲渡（売買、交換等）しようとするときは、契約を結ぶ前に届出を行う。（①から③については面積が200㎡以上）

- ① 都市計画で決められた道路、公園、学校などの施設の予定区域内の土地
- ② 道路、河川、都市公園などの予定区域としてそれぞれ法律の手続きにより定められた区域内の土地又は史跡、名勝、天然記念物の区域内で知事が指定し、公告した土地
- ③ 新たな市街地の造成を目的として知事が指定し、公告した土地区画整理事業施行区域内の土地又は新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の施行区域内の土地
- ④ 上記以外で市街化区域において面積が5,000㎡以上の土地

●公拡法第5条の申出について

都市計画区域内で面積が200㎡以上の土地であれば、地方公共団体等にその土地の買取りを申し出ることができる。